

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	生活保護に関する事務に係る特定個人情報保護評価書 (基礎項目評価書)

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

静岡県は、生活保護法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

・本評価書の記載内容について、毎年度の見直しとともに、5年ごとの再評価を行い、個人情報又はプライバシーの保護に関する技術の進歩、社会情勢の変化等に対応し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための取組を継続的に実施する。

## 評価実施機関名

静岡県知事

## 公表日

令和7年1月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>当該事務は、生活保護法に基づき、生活に困窮した国民に、憲法第25条に規定する健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護の実施に関する事務</li> <li>・保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務</li> <li>・職権による保護の開始又は変更に関する事務</li> <li>・保護の停止又は廃止に関する事務</li> <li>・就労自立給付金の支給の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務</li> <li>・保護に要する費用の返還に関する事務</li> <li>・徴収金の徴収に関する事務</li> <li>・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務</li> <li>・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務</li> <li>・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務</li> <li>・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務</li> </ul> <p>外国人に係る上記事務については、番号法第9条第2項の規定に基づき自治体が定める条例により、同様に特定個人情報を取り扱う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、上記事務に係る要保護者(被保護者含む)の本人確認、状況の把握に用いる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護者(被保護者含む)の提出書類等(関係機関からの情報を含む)に記載された個人情報の確認</li> <li>・情報提供ネットワークを利用した他機関との情報連携</li> </ul>
③システムの名称	生活保護システム、統合宛名システム、中間サーバー、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表 23の項</li> <li>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">[ 実施する ]</div> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> </div> </div>
②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13、14、18、20、28、37、40、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年10月23日静岡県条例第49号)第2条第2項 別表第2 2、3、4、5の項、第3条第1項 別表第3 2、3、4、5、6、7の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則(平成29年12月27日静岡県規則第46号)第3条 別表第2 2の項(2)、3の項(2)、4の項(2)、5の項(2)、6の項、第4条 別表第3 2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、7の項</li> </ul> <p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、43、161、162の項</li> </ul>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課
②所属長の役職名	地域福祉課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課 054-221-3501
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課 054-221-3501
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[    ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月17日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月17日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取得及び入力に際し、人為的ミスが発生するリスクが存在するが、ダブルチェックの徹底等を行っている。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [ <input type="radio"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]</div> <div> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="checkbox"/> ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]</div> <div> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業者に対する教育・啓発</p> </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ <input type="checkbox"/> 十分である ]</div> <div> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	作業者を限定(権限の付与を限定的に行っており、ログイン履歴も残るようになっている。)

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 5.② 所属長名	地域福祉課長 勝山 明彦	地域福祉課長 山内 章司	事後	
平成29年4月1日	I 1.③ システムの名称	・生活保護法関連事務 ①保健・医療・福祉総合情報ネットワークシステム(生活保護事務システム) ②中間サーバー ③統合宛名システム	・生活保護法関連事務 ①中間サーバー ②統合宛名システム	事後	
平成30年4月1日	I 5.② 所属長名	地域福祉課長 山内 章司	地域福祉課長 桑原 裕明	事後	人事異動による変更のため
平成30年6月17日	I 関連情報/5. 評価実施機関における担当部署/②所属	地域福祉課長 桑原 裕明	地域福祉課長		様式の改正に伴う変更
平成31年3月28日	IV リスク対策	—	追記		様式の改正に伴う変更
令和2年1月9日	II しきい値項目	1,000人以上1万人未満	1,000人未満(任意実施)	事後	しきい値判断に伴う変更
令和2年4月7日	I 4.① 法令上の根拠	(修正部分のみ抜粋) 番号法第19条第7号 【情報提供】  別表第二の10の項 内閣府総務省令第7号第9条1、2、3号 別表第二の31の項 内閣府総務省令第7号第22条2、3、4、5、7、9、10号 別表第二の62の項 内閣府総務省令第7号第33条 別表第二の64の項 内閣府総務省令第7号第35条 別表第二の70の項 内閣府総務省令第7号第39条 別表第二の87の項 内閣府総務省令第7号第44条1、2、3、4、5号 別表第二の94の項 内閣府総務省令第7号第47条2、3、4、5、6、7、8、9、10、11号 別表第二の108の項 内閣府総務省令第7号第55条1、2、3、4号	(修正部分のみ抜粋) 番号法第19条第7号 【情報提供】  別表第二の10の項 内閣府総務省令第7号第9条1、3、4号 別表第二の31の項 内閣府総務省令第7号第22条2、3、4、5、6、8、10号 別表第二の37の項 内閣府総務省令第7号第23条1号(※追加) 別表第二の38の項 内閣府総務省令第7号第24条1号(※追加) 別表第二の42の項(※追加) 別表第二の62の項 内閣府総務省令第7号第33条3号 別表第二の64の項 内閣府総務省令第7号第35条1号 別表第二の70の項 内閣府総務省令第7号第39条1号 別表第二の87の項 内閣府総務省令第7号第44条1、2、3、4、5、6号 別表第二の94の項 内閣府総務省令第7号第47条2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23号 別表第二の108の項 内閣府総務省令第7号第55条1、6、9、10、11号	事後	法令等の改正
令和3年10月1日	I 4.① 法令上の根拠	番号法第19条第7号 【情報提供】 別表第二の9の項 内閣府総務省令第7号第8条1、2号 別表第二の10の項 内閣府総務省令第7号第9条1、3、4号 別表第二の14の項 内閣府総務省令第7号第11条 別表第二の16の項 内閣府総務省令第7号第12条1、2、3、4号 別表第二の24の項 内閣府総務省令第7号第17条 別表第二の26の項 内閣府総務省令第7号第19条1、2、3、4、5号 別表第二の27の項 内閣府総務省令第7号第20条4、5、6、7、9、10号 別表第二の28の項 内閣府総務省令第7号第21条1、4、5、7、8、9号 別表第二の30の項 別表第二の31の項 内閣府総務省令第7号第22条2、3、4、5、6、8、10号 別表第二の37の項 内閣府総務省令第7号第23条1号 別表第二の38の項 内閣府総務省令第7号第24条1号 別表第二の42の項 別表第二の50の項	番号法第19条第8号 【情報提供】 別表第二の10の項 別表第二の11の項 別表第二の15の項 別表第二の22の項 別表第二の24の項 別表第二の34の項 別表第二の36の項 別表第二の37の項 別表第二の38の項 別表第二の40の項 別表第二の41の項 別表第二の48の項 別表第二の50の項 別表第二の55の項 別表第二の63の項	事後	法令等の改正



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月1日	I 4.① 法令上の根拠〔続き〕	別表第二の54の項 内閣府総務省令第7号第28条1、2、3、4、5、7、8、9号 別表第二の61の項 内閣府総務省令第7号第32条1、2号 別表第二の62の項 内閣府総務省令第7号第33条3号 別表第二の64の項 内閣府総務省令第7号第35条1号 別表第二の70の項 内閣府総務省令第7号第39条1号 別表第二の87の項 内閣府総務省令第7号第44条1、2、3、4、5、6号 別表第二の90の項 別表第二の94の項 内閣府総務省令第7号第47条2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、  17、18、19、20、2122、23号 別表第二の104の項 内閣府総務省令第7号第52条 別表第二の106の項 内閣府総務省令第7号第53条1、2、3号 別表第二の108の項 内閣府総務省令第7号第55条1、6、9、10、11号 別表第二の116の項 別表第二の120の項  【情報照会】 別表第二の26の項 内閣府総務省令第7号第19条	別表第二の66の項 別表第二の67の項 別表第二の76の項 別表第二の77の項 別表第二の79の項 別表第二の87の項 別表第二の112の項 別表第二の115の項 別表第二の119の項 別表第二の133の項 別表第二の135の項 別表第二の137の項 別表第二の142の項 別表第二の146の項 別表第二の150の項  【情報照会】 別表第二の36の項	事後	法令等の改正
令和3年10月1日	請求先	静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課 054-221-2326	静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課 054-221-3501	事後	電話番号の変更
令和3年10月1日	連絡先	静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課 054-221-2326	静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課 054-221-3501	事後	電話番号の変更
令和4年12月12日	I 1.③ 事務の概要	当該事務は、生活保護法に基づき、生活に困窮した国民に、憲法第25条に規定する健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として実施する。 ・保護の実施に関する事務 ・保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・職権による保護の開始又は変更に関する事務 ・保護の停止又は廃止に関する事務 ・就労自立給付金の支給の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・保護に要する費用の返還に関する事務 ・徴収金の徴収に関する事務  特定個人情報ファイルは、上記事務に係る要保護者(被保護者含む)の本人確認、状況の把握に用いる。 ・要保護者(被保護者含む)の提出書類等(関係機関からの情報を含む)に記載された個人情報の確認 ・情報提供ネットワークを利用した他機関との情報連携	当該事務は、生活保護法に基づき、生活に困窮した国民に、憲法第25条に規定する健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として実施する。 ・保護の実施に関する事務 ・保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・職権による保護の開始又は変更に関する事務 ・保護の停止又は廃止に関する事務 ・就労自立給付金の支給の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・保護に要する費用の返還に関する事務 ・徴収金の徴収に関する事務  外国人に係る上記事務については、番号法第9条第2項の規定に基づき自治体が定める条例により、同様に特定個人情報を取り扱う。  特定個人情報ファイルは、上記事務に係る要保護者(被保護者含む)の本人確認、状況の把握に用いる。 ・要保護者(被保護者含む)の提出書類等(関係機関からの情報を含む)に記載された個人情報の確認 ・情報提供ネットワークを利用した他機関との情報連携	事後	法令等の改正
令和4年12月12日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の23の項 内閣府総務省令第5号第15条	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の15の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第15条	事後	法令等の改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月12日	I 4.① 法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 【情報提供】 別表第二の10の項 別表第二の11の項 別表第二の15の項 別表第二の22の項 別表第二の24の項 別表第二の34の項 別表第二の36の項 別表第二の37の項 別表第二の38の項 別表第二の40の項 別表第二の41の項 別表第二の48の項 別表第二の50の項 別表第二の55の項 別表第二の63の項 別表第二の66の項 別表第二の67の項 別表第二の76の項 別表第二の77の項 別表第二の79の項 別表第二の87の項 別表第二の112の項 別表第二の115の項 別表第二の119の項 別表第二の133の項 別表第二の137の項 別表第二の142の項 別表第二の146の項 別表第二の150の項</p> <p>【情報照会】 別表第二の36の項</p>	<p>【情報提供】 ・番号法第19条第8号別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年9月12日内閣府・総務省令第7号）第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年10月23日静岡県条例第49号）第2条第2項 別表第2の2、3、4、5の項、第3条第1項 別表第3の2、3、4、5、6、7の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成29年12月27日静岡県規則第46号）第3条別表第2の2の項（2）、3の項（2）、4の項（2）、5の項（2）、6の項、第4条 別表第3の2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、7の項</p> <p>【情報照会】 ・番号法第19条第8号別表第二の26の項、19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年9月12日内閣府・総務省令第7号）第19条</p>	事後	法令等の改正
令和5年12月15日	I 1.② 事務の概要	<p>当該事務は、生活保護法に基づき、生活に困窮した国民に、憲法第25条に規定する健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として実施する。</p> <p>・保護の実施に関する事務 ・保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・職権による保護の開始又は変更に関する事務 ・保護の停止又は廃止に関する事務 ・就労自立給付金の支給の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・保護に要する費用の返還に関する事務 ・徴収金の徴収に関する事務</p> <p>外国人に係る上記事務については、番号法第9条第2項の規定に基づき自治体が定める条例により、同様に特定個人情報を取り扱う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、上記事務に係る要保護者（被保護者含む）の本人確認、状況の把握に用いる。 ・要保護者（被保護者含む）の提出書類等（関係機関からの情報を含む）に記載された個人情報の確認 ・情報提供ネットワークを利用した他機関との情報連携</p>	<p>当該事務は、生活保護法に基づき、生活に困窮した国民に、憲法第25条に規定する健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として実施する。</p> <p>・保護の実施に関する事務 ・保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・職権による保護の開始又は変更に関する事務 ・保護の停止又は廃止に関する事務 ・就労自立給付金の支給の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・保護に要する費用の返還に関する事務 ・徴収金の徴収に関する事務 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務</p> <p>外国人に係る上記事務については、番号法第9条第2項の規定に基づき自治体が定める条例により、同様に特定個人情報を取り扱う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、上記事務に係る要保護者（被保護者含む）の本人確認、状況の把握に用いる。 ・要保護者（被保護者含む）の提出書類等（関係機関からの情報を含む）に記載された個人情報の確認 ・情報提供ネットワークを利用した他機関との情報連携</p>	事前	
令和5年12月15日	I 1.③ システムの名称	<p>①中間サーバー ②統合宛名システム</p>	<p>生活保護システム、統合宛名システム、中間サーバー、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー</p>	事前	
令和5年12月15日	IV 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	（委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か）[十分である]	事後	
令和7年1月10日	I 3法令上の根拠	別表第一の15の項	別表23の項	事後	法令等の改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	I 4②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令((平成26年9月12日内閣府・総務省令第7号))第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3</li> </ul> <p>【略】</p> <p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号別表第二の26の項、19条第9号</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令((平成26年9月12日内閣府・総務省令第7号))第19条</li> </ul>	<p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13、14、18、20、28、37、40、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年10月23日静岡県条例第49号)第2条第2項 別表第2 2、3、4、5の項、第3条第1項 別表第3 2、3、4、5、6、7の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則(平成29年12月27日静岡県規則第46号)第3条別表第2 2の項(2)、3の項(2)、4の項(2)、5の項(2)、6の項、第4条 別表第3 2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、7の項</li> </ul> <p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、43、161、162の項</li> </ul>	事後	法令等の改正